

## 野々市市告示第127号

野々市市雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和5年9月1日

野々市市長 栗 貴 章

### 野々市市雨水浸透施設等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水の流出の抑制及び健全な水環境の育成を図るため、建築物の敷地における雨水浸透施設等の設置に要する費用の一部を補助することに関し、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水浸透施設等 雨水浸透施設及び雨水貯留施設をいう。
- (2) 雨水浸透施設 屋根からの雨水を地中に浸透させるための施設であつて、浸透孔を有する雨水浸透ます、浸透管及びその周辺の充てん材等により構成されるものをいう。
- (3) 雨水貯留施設 屋根からの雨水を貯留するための施設であつて、雨水貯留槽（公共下水道への接続により廃止する浄化槽（以下「既存浄化槽」という。）の転用によるものを含む。）及びその附属設備により構成されるものをいう。
- (4) 浄化槽 合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）及び単独処理浄化槽（し尿のみを処理する浄化槽で、浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により合併処理浄化槽とみなされるものをいう。）をいう。

(補助金の交付)

第3条 補助金は、次条に定める補助対象区域内において土地又は建築物（敷地面積が1,000平方メートル未満のものに限る。）を所有し、又は使用している者のうち、当該土地の区域内又は建築物の敷地内に雨水浸透施設等（市長が別に定める設置基準に適合するものに限る。）を設置するもので、市税

を完納しているものに対し、予算の範囲内で交付する。

(補助対象区域)

第4条 補助対象区域は、次のとおりとする。

- (1) 公共下水道全体計画の区域
- (2) その他市長が適当であると認める区域

(補助金の交付の対象としない事業)

第5条 次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 雨水浸透施設等の設置に関し他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が行う事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

種別	対象経費	区分	補助金の額
雨水浸透施設	雨水浸透ますの設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費	口径又は内法150ミリメートル以上200ミリメートル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1個当たり3,000円を限度とする。
		口径又は内法200ミリメートル以上300ミリメートル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1個当たり4,000円を限度とする。
		口径又は内法300ミリメートル以上350ミリメートル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1個当たり15,000円を限度とする。
		口径又は内法350ミリメートル以上	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1個当たり

		のもの	22,000円を限度とする。
	雨水浸透管の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費	口径75ミリメートル以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1メートル当たり3,000円を限度とする。
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものに限る。）	浄化槽改造時の清掃、内部部品の撤去改造、ポンプの購入設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費		対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1基当たり100,000円を限度とする。
雨水貯留施設（既存浄化槽の転用によるものを除く。）	雨水貯留槽の設置、雨水の集排水のための配管等に要する材料費、工事費及び諸経費。ただし、自己施工分の材料費、工事費及び諸経費を除く。	容量100リットル以上200リットル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1基当たり20,000円を限度とする。
		容量200リットル以上1,500リットル未満のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1基当たり30,000円を限度とする。
		容量1,500リットル以上のもの	対象経費の3分の2に相当する額以内の額とし、1基当たり100,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(指導及び助言)

第7条 市長は、雨水貯留施設等の設置に関し必要な技術上の指導及び助言を行うものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。